平成２５年（フ）第４１２号

静岡市駿河区敷地１丁目22番５－１Ａ号
債務者　望月　涼子
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時30分

静岡地方裁判所民事第２部

更生計画認可

平成２４年（ミ）第１１号

東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
更生会社　三光汽船株式会社
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　船舶に係る更生担保権
１　確定債権
確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表５「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。
（確定更生担保権）　1,256,117,903円
（債権者数）　１名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　弁済の時期
ア　別表５「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の更生担保権については、弁済に先立ち、別表11「存続する担保権一覧表（船舶）」の「担保権の目的物の表示」欄記載の船舶（以下「売却対象船舶」という。）を、後記⑵のとおり、売却等する。
イ　管財人は、後記⑵に従って売却対象船舶を売却したときは、売却対象船舶に対応する更生担保権について、売却代金全額を受領した日から１か月以内に、後記⑶に従った弁済額を弁済する。
⑵　売却対象船舶の売却等
ア　管財人は、裁判所の許可を得て、売却対象船舶を売却する。ただし、管財人が売却対象船舶を売却するときの条件は、原則として、現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わないものとする。
管財人は、売却対象船舶を売却するに当たり、裁判所の許可を得る前に、売却対象船舶の更生担保権者の同意を得る。
イ　アにかかわらず、売却対象船舶に対応する更生担保権者は、更生計画認可決定の日以降、売却対象船舶について競売手続（外国の裁判所で行われる競売手続その他類似の手続を含む。以下同じ。）を申し立てることができる。
ウ　更生計画認可決定の日から８か月が経過しても、売却対象船舶が売却できなかったとき、売却対象船舶の更生担保権者は、次の①又は②の方法のいずれかを選択し、管財人に対して通知しなければならない。ただし、更生担保権者が、更生計画認可決定の日から８か月が経過した日から２週間が経過しても、管財人に対し、①又は②のいずれを選択したかを通知しなかった場合には、①を選択したものとみなす。
①　確定更生担保権額の弁済に代えて、売却対象船舶を更生計画認可決定の日から９か月後の日に代物弁済として取得すること
②　更生計画認可決定の日から９か月後の日までに、売却対象船舶について競売手続を申し立てること
更生担保権者が①を選択した場合（①を選択したものとみなした場合を含む。）、管財人は、売却対象船舶に対応する確定更生担保権額の弁済に代えて、売却対象船舶を更生計画認可決定の日から９か月後の日に売却対象船舶を更生担保権者に代物弁済する。
また、②を選択した場合において、更生計画認可決定の日から９か月後の日までに競売手続が申し立てられなかったとき、又は、申し立てた競売手続が売却対象船舶を売却できずに終了したときにも、管財人は、当該売却対象船舶に対応する確定更生担保権額の弁済に代えて、管財人が指定する日に当該売却対象船舶を更生担保権者に代物弁済する。
⑶　弁済額
ア　管財人は、売却対象船舶を売却した場合（競売手続において売却された場合を含む。）、当該売却代金（消費税その他売却に際して課税される公租公課相当額を除く。）から、以下の①から⑤に掲げる諸費用等の合計額（ただし、競売手続において売却された場合には、以下の①から④に掲げる諸費用等のうち、競売手続において費用控除されたものの合計額）を控除した残額（以下「売却手取額」という。ただし、売却手取額が更生担保権の確定債権額を上回る場合は、確定債権額とする。）を弁済する。
①　売主負担の仲介手数料、契約書・領収書の印紙代
②　売主負担の登記手続費用
③　売却対象船舶について、更生計画認可決定の日以降引渡し完了までの間に負担した公租公課
④　その他売却対象船舶の売却において売主の負担となる費用（競売手続地まで売却対象船舶を移動させる費用を含む。）
⑤　更生協力金（更生協力金の金額は、売却代金の２％ないし５％に相当する金額の範囲で、当該売却対象船舶の更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める金額とする。）
イ　売却対象船舶の売却において、上記アにより算定される売却手取額が、売却対象船舶に係る更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、当該更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第５章第２節第２を準用するものとする。これらの規定の準用に当たっては、売却対象船舶の売却代金全額を受領した日に、未確定一般更生債権が確定したものとみなす。
ウ　売却対象船舶の売却において、上記アにより算定される売却手取額が、売却対象船舶に係る更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、当該更生担保権を有する更生担保権者が、一般更生債権（ただし、上記アにより算定される弁済額が売却対象船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、売却対象船舶に係る更生担保権と同等に取り扱うこととし、当該一般更生債権に本章第３節第２、２に基づく免除の効力が生じている場合には、確定更生担保権超過額に相当する部分についての